

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休みのときは、翌日の日曜日)

目 次

◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

知事等の退職手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

◇訓 令 現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

◇人委規則 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十二号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六款職業訓練所（第一百一条―第一百三一条）」を「第六款専修職業訓練校（第一百一条―第一百三一条）」に改める。

第十条婦人児童課の項の第三号中「母子」の下に「及び寡婦の」を加える。

第十一条職業安定課の項の第五号中「労働省関係職員」を「職業安定課失業保険課及び公共職業安定所に勤務する国家公務員」に、同項の第七号中「職業訓練所」を「専修職業訓練校」に改める。

第十八条の表中

鳥取県職業訓練審議会

鳥取県職業訓練審議会設置条例
る職業訓練計画その他職業訓練

（昭和三十五年四月鳥取県条例第十九号）第二条の規定による重要事項の調査審議に関する事務

を

鳥取県職

職業訓練審議会

職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十七条第二項の重要事項の調査審議並びにこれらに關し必要と認める事項について

規定による職業訓練計画その他職業訓練及び技能検定に関するもの
の關係行政機関に対する建議に関する事務

に改める。

第三十八条第二項の社会課の項の第一号中「母子」の下に「及び寡婦」を加える。

第四章第四節第六款を次のように改める。

第六款 専修職業訓練校

（名称及び位置）

第一百一条 職業訓練法第十五条第二項の規定により設置された専修職業訓練校の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立倉吉専修職業訓練校	倉吉市
鳥取県立米子専修職業訓練校	米子市

(分掌事務)

第一百二条 専修職業訓練校は、職業訓練法第十五条第一項の規定による次の各号に掲げる事務を分掌する。

- 一 専修訓練課程の養成訓練に関すること。
- 二 向上訓練に関すること。
- 三 能力再開発訓練に関すること。
- 四 再訓練に関すること。
- 五 公共職業訓練施設以外のもの行なう職業訓練の援助に関すること。
- 六 前各号に掲げる業務のほか、職業訓練に関し必要な業務に関すること。

(内部組織)

第一百三條 専修職業訓練校に、庶務係及び訓練係を置く。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十三号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
職員の職の設置等に関する規則（昭和三十九年二月鳥取県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第三号中「教婦」を「教婦・桑苗検査員」に改め、同表第六号中「職業指導員」を「職業指導員・職業訓練指導員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知事等の退職手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十四号

知事等の退職手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(知事等の退職手当の支給に関する規則の一部改正)

第一条 知事等の退職手当の支給に関する規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「退職当時の任命権者（その者の退職後この任命権者がなくなつたときは、その事務を引き継いだ任命権者。以下「任命権者」という。）を「知事」に改める。

第三条中「任命権者」を「知事」に改め、同条中「とともに、その支払を行なう」を削る。

第一号様式中

送金希望先

を

希望支払方法

直払・送金に改める。

「名」「名」

第四号様式中

氏を

氏

に改め、同様式の備考を次のように改める。

任命権者職
「職」

備考 この退職手当の金額の決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に地方自治法第206条の規定により知事に異議申立をすることができます。

(職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正)

第二条 職員の退職手当の支給に関する規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第三条中「とともに、その支払を行なう」を削る。

第五号様式の備考を次のように改める。

備考 この退職手当の金額の決定について不服がある場合は、地方自治法第206条の規定により次のとおり不服申立をすることができます。

- 1 知事の決定に係るものについては、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に異議申立をすることができます。
- 2 知事以外の任命権者の決定に係るものについては、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。

第十二号様式中

1 職業訓練法第2条第3項の公共職業訓練

を

1 職業訓練法第14条の公共職業訓練施設の行なう職業訓練

に

3 雇用促進事業団法第19条第1項第7号の講習

を
に改める。

3 雇用促進事業団法第19条第1項第6号の講習

第十四号の二様式の備考中(3)中「鳥取県職員公務災害補償に関する条例」を「地方公務員災害補償法」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

鳥取県訓令第六号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十四年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和四十三年五月鳥取県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「職業指導員」の下に、「職業訓練指導員」を加える。

「所」 「校」
「職業訓練所」を「職業訓練校」に、「職業指導員」を「職業訓練専任員」

「職業指導員」に改める。

附則

この訓令は、昭和四十四年十月一日から施行する。

人事委員会規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに

公布する。

昭和四十四年十月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十六号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条の表を次のように改める。

級の区分	職 種
一級	中央病院及び厚生病院の院長並びに整肢学園の園長
二級	中央病院及び厚生病院の副院長
三級	中央病院及び厚生病院の医長、科長及び副医長並びに整肢学園の医長のうち医療職給料表(一)の二等級の職務にあるもの
四級	中央病院及び厚生病院の医長、科長及び副医長並びに整肢学園の医長のうち医療職給料表(一)の三等級の職務にあるもの
五級	保健所の所長及び職員診療所の所長
六級	中央病院、厚生病院、整肢学園及び保健所の医師
七級	本庁の予防課長

第九条の八中「職業指導員」を「職業訓練指導員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、昭和四十四年七月一日から適用する。

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

別表第一の知事の事務部局の項中

職業訓練所	専修職業訓練校
次 所	次 校
長 長	長 長
所長 主任 係長 次長	校長 主任 係長 次長
次長 主任 係長 一般吏員職	次長 主任 係長 一般吏員職
係長 主任 職業指導員 一般吏員職	係長 主任 職業訓練指導員 一般吏員職
職業指導員 一般吏員職 その他の職	職業訓練指導員 一般吏員職 その他の職
その他の職 を	その他の職 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年十月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

昭和四十四年十月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十七号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

鳥取県人事委員会規則第三十八号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中

職業訓練所

所

長

を

専修職業訓練校

校

長
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】